○経済産業省告示第百四十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第百三十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十九年六月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後			改正前		
災害名	地域	指定の期間	災害名	地域	指定の期間
平成二十八年熊本地震	熊本県 大分県 鹿児島県 出水市 指宿市 ［削除］ ［削除］ ［削除］ ［削除］ ［削除］ ［削除］ ［削除］ ［削除］ 長崎県 ［削除］ 島原市 平戸市 雲仙市	平成二十八年四月十四日から平成二十九年九月十四日	平成二十八年熊本地震	熊本県 大分県 鹿児島県 鹿児島市 出水市 指宿市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 南九州市 伊佐市 屋久島町 長崎県 長崎市 島原市 平戸市 雲仙市	平成二十八年四月十四日から平成二十九年六月十四日

備考　表中の［　］の記載は注記である。

人事異動

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　角井　俊文
同　田口　治美　同　水越　壮夫
東京高等裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
同　佐藤　達文　同　山門　優
東京高等裁判所判事に補する
知的財産高等裁判所勤務を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する（各通）

同　伊藤　清隆　同　鈴木　秀雄
同　鈴木　秀孝　同　佐藤　智彦
同　遠山　敦士　同　中保　秀隆
東京地方裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
同　高橋　良徳
東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
兼ねて東京家庭裁判所判事に補する
東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる
立川簡易裁判所判事に補する
同　黒野　功久
大阪高等裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事に補する

同　長橋　政司
同　下山　洋司
大阪地方裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事に補する
同　鳥居　俊一
名古屋高等裁判所判事に補する
名古屋簡易裁判所判事に補する
同　古賀　秀雄
長崎地方裁判所判事に補する
長崎地方裁判所島原支部勤務を命ずる
兼ねて長崎家庭裁判所判事に補する
長崎家庭裁判所島原支部勤務を命ずる
島原簡易裁判所判事に補する
島原簡易裁判所における司法行政事務を掌理する
者に指名する

同　小原　一人
宮崎地方裁判所判事に補する
兼ねて宮崎家庭裁判所判事に補する
宮崎簡易裁判所判事に補する
同　関根　澄子
札幌高等裁判所判事に補する
札幌簡易裁判所判事に補する
同　西村　英樹
東京高等裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
同　矢向　孝子
東京高等裁判所判事に補する
知的財産高等裁判所勤務を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する